

平成29年度都道府県単位保険料率について

平成29年1月18日

保険料率決定までの流れ

政府予算案(平成29年度)の閣議決定

運営委員会における平均保険料率の議論【平成28年12月27日(火)】

各支部評議会の開催(都道府県単位保険料率の変更についての意見聴取)
【平成29年1月12日(木)~1月23日(月)】

支部長から理事長への意見の申出

運営委員会における都道府県単位保険料率の議論【平成29年1月31日(火)】

料率変更について、厚生労働大臣へ認可申請

厚生労働大臣の認可

料額表等の送付、ホームページ掲載、新聞広告等による広報の実施【2~3月】

全国健康保険協会運営委員会議事録（抄）

（理事長）

～（略）～

今回の議論に当たりましては、先ほどおまとめいただきました資料にもありますとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅がある中で、より中長期の財政状況も踏まえながらご議論いただけるよう、10年間の収支見直しをお示しするとともに、委員の皆様からのご提案に基づき、協会を含めた医療保険制度全体の動向や関連する制度改正についても併せてお示しすることにより、より総合的な観点から丁寧な検討をしていただけたものと考えております。

委員の皆様からのご意見につきましては、先ほどの資料にもありますとおり、平均保険料率に関して、10%維持と引き下げの両方のご意見をいただきました。協会といたしましても、それぞれのご意見に説得力があり、一方で、最終的にはそれらの意見を踏まえた上でいずれかの方針を決定しなければならないことから、非常に苦渋の決断をしなければならぬと考えております。

この場をお借りして、これまでのご議論を踏まえた協会としての考え方を述べさせていただけるのであれば、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという、依然として残る協会財政の脆弱性
- ・賃金、加入者数、高額薬剤などの医療費の動向といった不確定要素

を勘案すれば、協会の保険料率については、昨年も申し上げましたとおり、中長期的に安定的な財政運営を見通せるとともに、加入者や事業主の皆様、ひいては国民の皆様にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考えております。

また、加入者全体で支え合う「共助」という医療保険の性質や、協会の保険財政運営の持続可能性を考えれば、可能な限り長期にわたって負担の限界である平均保険料率の10%を超えないようにする必要があるということは申し上げるまでもありません。

このような観点に加え、本委員会でもご意見をいただきましたが、協会の保険料率の検討を行う際には、医療保険のセーフティネットとして国庫補助が行われているといった点も考慮し、そのような制度的特性への影響についても配慮する必要があると考えております。

また、協会の準備金については、平成27年度決算で1兆3,100億円、保険給付費等の約1.9カ月分が積み立てられている状況であり、当委員会におきましてもそうした状況に関して保険料率を引き下げるべきとのご意見をいただきました。

一方、政管健保時代に最も余裕のあった平成4年度の状況を振り返りますと、準備金は1兆4,935億円、保険給付費等の約3.9カ月分と現在よりも多くの積み立てがなされておりました。

しかしながら、バブル崩壊の影響等により、わずか4年後の平成8年度には準備金は半分以下の6,260億円まで減少し、平成9年度は枯渇する見通しとなりました。このため、平成9年度には制度改革によりこれを回避しましたが、わずか4～5年で今よりも余裕のあった財政が窮迫したという歴史があったことは忘れてはならないと考えており、準備金水準については慎重に見込んでいく必要があると考えております。

こうした考え方を総合しますと、協会といたしましては、来年度の保険料率については、平均保険料率10%を維持したいと考えております。

また、激変緩和率については、現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、10分の5.8とし、10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望したいと思っております。

保険料率の変更時期については、平成29年4月納付分からとしたいと考えます。

協会けんぽの収支見込(医療分)

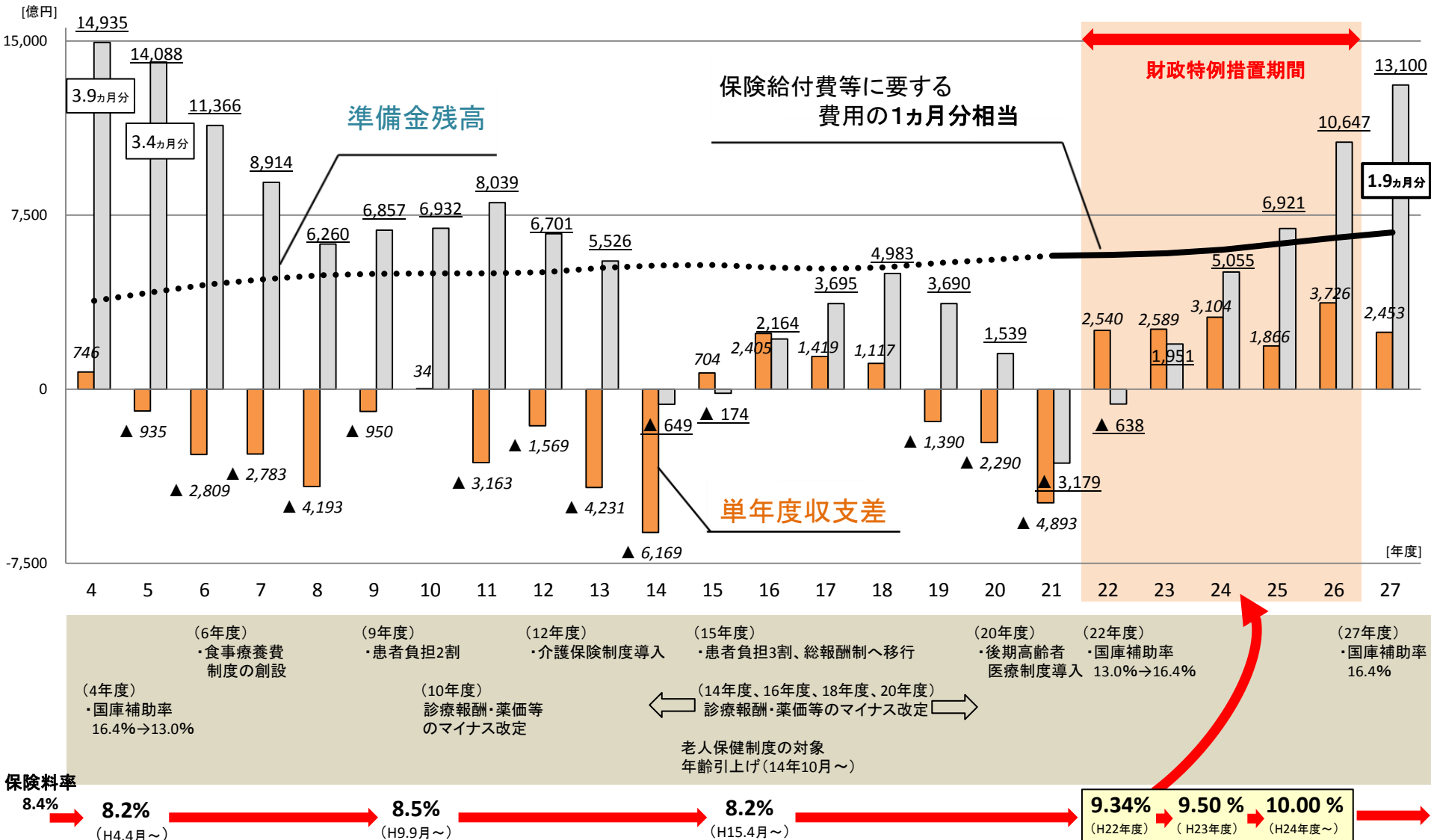
(単位：億円)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 備考 |
|--------|----------|--------|------------------|--------------------------|--|
| | | 決算 | 直近見込 (28年12月) | 政府予算案を踏まえた見込 (28年12月) | |
| 収入 | 保険料収入 | 80,461 | 84,162 | 86,784 | 24-28年度保険料率： 10.00% 29年度保険料率： 10.00% |
| | 国庫補助等 | 11,815 | 11,905 | 11,357 | |
| | その他 | 142 | 149 | 148 | |
| | 計 | 92,418 | 96,216 | 98,289 | |
| 支出 | 保険給付費 | 53,961 | 55,963 | 58,386 | 拠出金対前年度比 + 640 } + 1,160 + 520 } + 32 |
| | 老人保健拠出金 | 1 | 0 | 0 | |
| | 前期高齢者納付金 | 14,793 | 14,885 | 15,525 | |
| | 後期高齢者支援金 | 17,719 | 17,699 | 18,219 | |
| | 退職者給付拠出金 | 1,660 | 1,093 | 1,125 | |
| | 病床転換支援金 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他 | 1,832 | 1,980 | 2,614 | |
| | 計 | 89,965 | 91,621 | 95,870 | |
| 単年度収支差 | | 2,453 | 4,595 | 2,419 | ○29年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 29年度均衡保険料率： 9.72% |
| 準備金残高 | | 13,100 | 17,695 | 20,113 | |

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

● 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。



(注) 1. 平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2. 平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

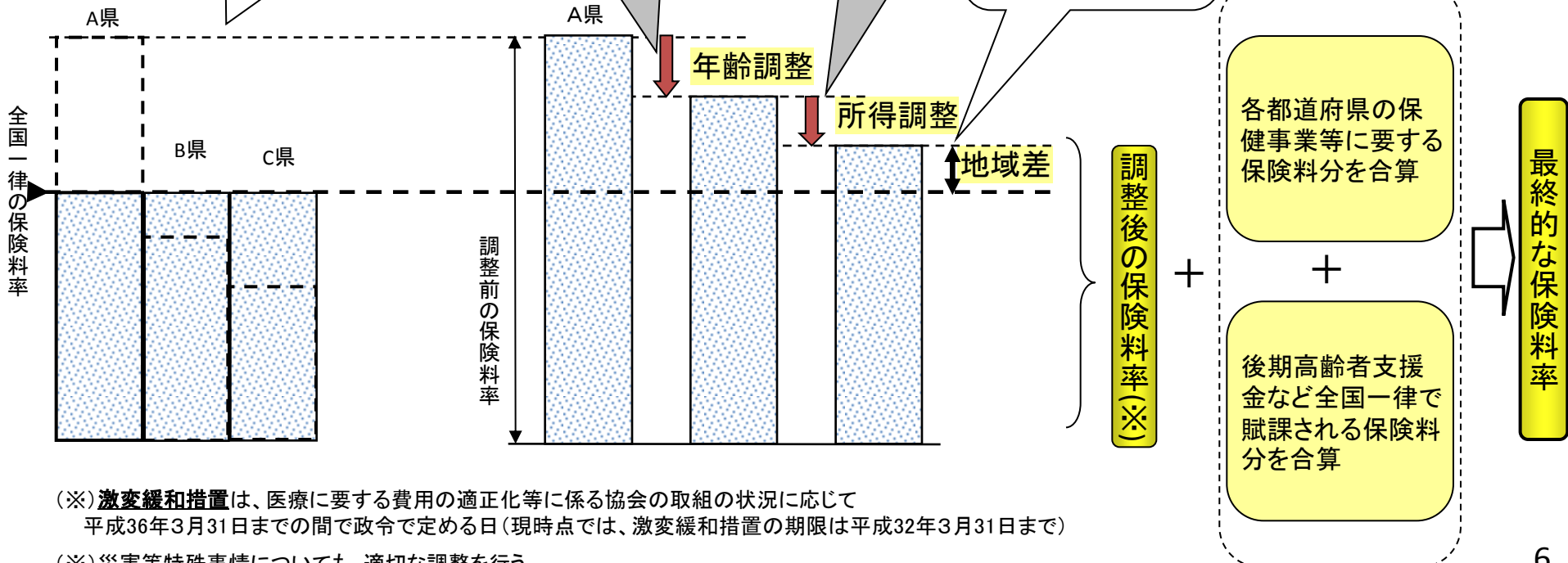
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

平成29年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成29年度は、平成27年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は5.8/10（現時点における予定）
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

保険料率の算定方法について

- 都道府県単位保険料率は、平成27年度の各都道府県別の医療給付費、年齢階級別加入者数、総報酬等をもとに、
- ①年齢調整、所得調整を行い
 - ②激変緩和率で調整し、
 - ③共通料率（全国一律）を加算し、
 - ④平成27年度の支部別収支（実績）に基づく精算分を反映し、
 - ⑤支部事業計画の特別計上分を支出に含めることで、算定している。

宮崎支部の保険料率算出について

①支部毎の医療給付費にかかる部分

$$\frac{\text{支部医療給付費}}{\text{支部総報酬額}} = \text{支部医療給付費についての保険料率 (年齢・所得調整前)}$$

$$\frac{48,107,977,586\text{円}}{789,006,623,410\text{円}} = 6.097\% \quad (\text{全国平均}5.239\%)$$

宮崎支部の医療給付費についての保険料率は全国で11番目に高い。

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 差 |
|----------------------------------|---------|---------|-----------------|
| 宮崎支部医療給付費 ① (料率セット時見込み) (百万円) | 45,158 | 48,108 | +2,950(+6.53%) |
| 宮崎支部総報酬額 ② (料率セット時見込み) (百万円) | 758,514 | 789,007 | +30,493(+4.02%) |
| 支部医療給付費についての料率 ①/② | 5.95% | 6.10% | +0.15% |

宮崎支部の保険料率算出について

②年齢調整

年齢構成を協会の平均と比較した場合の医療費との差額を調整する。

●全国平均の加入者1人当たり医療給付費 × 宮崎支部加入者数
 = 118,832円 × 407,231人 = 48,392,093,876円 …(A)

- 宮崎支部年齢階級別の加入者数に
 全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費を乗じた額を合計した額

| 年齢構成 | 宮崎支部加入者数 (29年度見込み) (人) | 全国平均の医療給付費 (29年度見込み) (円) | 加入者数×医療給付費 (円) |
|--------|---------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 0～4歳 | 24,169 | 177,173 | 4,282,144,970 |
| 5～9歳 | 25,386 | 87,853 | 2,230,212,372 |
| 10～14歳 | 25,003 | 64,932 | 1,623,513,679 |
| 15～19歳 | 25,963 | 51,689 | 1,341,977,019 |
| 20～24歳 | 25,671 | 49,814 | 1,278,776,639 |
| 25～29歳 | 27,052 | 62,127 | 1,680,656,357 |
| 30～34歳 | 32,117 | 71,718 | 2,303,350,959 |
| 35～39歳 | 35,351 | 77,803 | 2,750,412,235 |
| 40～44歳 | 36,122 | 85,943 | 3,104,440,033 |
| 45～49歳 | 29,980 | 105,490 | 3,162,573,881 |
| 50～54歳 | 31,195 | 136,745 | 4,265,789,897 |
| 55～59歳 | 34,393 | 172,330 | 5,926,907,356 |
| 60～64歳 | 31,452 | 219,304 | 6,897,568,750 |
| 65～69歳 | 17,270 | 285,126 | 4,924,018,926 |
| 70～74歳 | 6,107 | 446,288 | 2,725,434,665 |
| 計 | 407,231 | — | 48,497,777,738 |

…(B)

●年齢調整額…(A) - (B) = -105,683,862円

●年齢調整率 = $\frac{\text{年齢調整額}}{\text{宮崎支部総報酬額}} = \frac{-105,683,862\text{円}}{789,006,623,410\text{円}} = \blacktriangle 0.013\%$

⇒年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、宮崎支部は「年齢構成の高い支部」に該当するため、保険料率を下げる方向に調整される。

宮崎支部の保険料率算出について

③所得調整

所得水準を協会の平均と比較した場合の保険料収入額との差額を調整する。

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{aligned} & \text{全国の医療給付費合計} \times \frac{\text{宮崎支部の総報酬額}}{\text{全国の総報酬額}} \\ & = 4,545,568,853,659\text{円} \times \frac{789,006,623,410\text{円}}{86,750,607,048,932\text{円}} = 41,342,464,966\text{円} \quad \dots (C) \end{aligned}$$

- 全国の加入者1人当たりの医療給付費に宮崎支部の加入者数を乗じた額

$$\begin{aligned} & \text{全国の加入者1人当たり医療給付費} \times \text{宮崎支部加入者数} \\ & = 118,832\text{円} \times 407,231\text{人} = 48,392,093,876\text{円} \quad \dots (D) \end{aligned}$$

- 所得調整額 $\dots (C) - (D) = -7,049,628,910\text{円}$

$$\begin{aligned} \bullet \text{所得調整率} &= \frac{\text{所得調整額}}{\text{宮崎支部総報酬額}} = \frac{-7,049,628,910\text{円}}{789,006,623,410\text{円}} = \blacktriangle 0.893\% \end{aligned}$$

⇒所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、宮崎支部は「所得水準の低い支部」に該当するため、保険料率を下げる方向に調整される。

宮崎支部の保険料率算出について

④ 激変緩和措置

宮崎支部の医療給付費についての保険料率(年齢・所得調整後)と全国平均保険料率の乖離率を圧縮する。

● 激変緩和措置後の保険料率

$$\begin{aligned} &= \text{第1号保険料率 (全国平均保険料率)} + \left[\text{宮崎支部の調整後の医療給付費についての保険料率} - \text{第1号保険料率 (全国平均保険料率)} \right] \times \frac{5.8}{10} \\ &= 5.239\% + \left[5.191\% - 5.239\% \right] \times \frac{5.8}{10} \\ &= 5.211\% \end{aligned}$$

宮崎支部の保険料率算出について

⑤ 共通保険料率

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 差 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 共通料率(A + B - C) | 4.84% | 4.76% | ▲0.08% |
| A. 第2号都道府県単位保険料率 | 4.15% | 4.22% | 0.07% |
| B. 第3号都道府県単位保険料率 | 0.70% | 0.56% | ▲0.14% |
| C. 収入等の率 | 0.02% | 0.02% | 0.00% |
| 第1号平均保険料率 | 5.16% | 5.24% | 0.08% |
| 計 | 10.00% | 10.00% | |

(注)・共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には支部ごとの特別計上分が含まれていない。

【第2号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第2号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 4.22\%$$

※第2号経費
⇒現金給付費、前期高齢者納付金、
後期高齢者支援金等

【第3号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第3号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.56\%$$

※第3号経費
⇒業務経費、一般管理費、準備金積立等

【収入等の率】

$$= \frac{\text{全国計の収入等見込額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.02\%$$

※収入等見込額
⇒日雇い保険料収入、雑収入等

宮崎支部の保険料率算出について

⑥精算の部分

平成29年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成27年度の都道府県毎の収支決算における収支差について精算する必要がある。

$$\text{精算部分の保険料率換算} = \frac{\text{平成27年度宮崎支部収支差}}{\text{宮崎支部総報酬額}}$$

平成27年度の宮崎支部の収支差は、約1,100万円のプラスとなり、その分については収入に加算される。

⑦支部独自事業に係る経費の部分

$$\text{支部独自事業に係る経費の保険料率換算} = \frac{\text{宮崎支部特別計上経費}}{\text{宮崎支部総報酬額}}$$

平成29年度における宮崎支部の特別計上経費は、3,399,000円を予定しております。

▶ 精算部分(▲0.00134%)と支部独自事業に係る経費の部分(0.0004%)を足した料率は、▲0.00094%となる。

宮崎支部の保険料率算出について

●宮崎支部における医療給付費についての調整前の所要保険料率…6.10%（全国平均 5.24%）
【H28年度…5.95%（全国平均 5.16%）】



調整計 ▲0.90%

年齢調整▲0.01%

所得調整▲0.89%

●宮崎支部における医療給付費についての調整後の所要保険料率…5.19%



激変緩和措置を実施

【激変緩和措置】

●平成29年度における激変緩和率は5.8/10(予定) 【H28年度…4.4/10】
全国平均(5.24%)と宮崎支部(5.19%)の差(0.05%)を5.8/10に圧縮する。
 $0.05\% \times 5.8/10 = 0.03\%$

◎激変緩和措置後保険料率 = $5.24\% - 0.03\% = 5.21\%$ **A** 【H28年度…5.13%】



●全国一律の部分… **4.76%** **B**

●精算、支部独自事業に係る経費の部分… **0.00%** **C**

$$\text{A} + \text{B} + \text{C} = 5.21\% + 4.76\% + 0.00\% = 9.97\%$$



平成29年度における宮崎支部保険料率 **9.97%**（H28年度…9.95%）

介護保険の平成29年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

29年度は、28年度末に見込まれる剰余分(202億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.65%(4月納付分から変更)とする。

※ 29年度政府予算案では、介護納付金は9,914億円と前年度比で411億円の増加の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.58%から29年4月以降に1.65%へ引き上げた場合の29年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,950円(66,586円 → 69,536円)の負担増

〔月額〕 246円(5,549円 → 5,795円)の負担増

(注1) 標準報酬月額を312,333円、賞与月額を年1.493月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は29年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 備考 |
|--------|-------|-------|------------------|--------------------------|---|
| | | 決算 | 直近見込 (28年12月) | 政府予算案を踏まえた見込 (28年12月) | |
| 収入 | 保険料収入 | 7,498 | 7,872 | 8,545 | 28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65% 納付金対前年度比 ⇒ + 411 |
| | 国庫補助等 | 1,471 | 1,557 | 1,174 | |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 8,969 | 9,429 | 9,719 | |
| 支出 | 介護納付金 | 8,971 | 9,503 | 9,914 | |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 8,971 | 9,504 | 9,914 | |
| 単年度収支差 | | △ 3 | △ 75 | △ 195 | |
| 準備金残高 | | 276 | 202 | 7 | |

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。